（注１）　補正予算債の充当率は、別に定める。

（注２）　「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第１項の特定被災地方公共団体である市町村を定める政令」により指定された市町村が実施する事業の充当率は、100％とする。

（注３）　地域活性化事業において、平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置づけられている事業であって、平成22年度以降引き続き実施することが必要なものについては従前の例による。

（別掲）

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
一般補助施設整備等事業、一般単独・一般事業共通	新エネルギー・省エネルギー対策整備事業	既存建物への太陽光発電等の整備事業	90％
	消防・防災施設整備事業	消防庁舎の整備事業	都道府県・指定都市　70％ 市町村　75％ （広域化に係るもの　90％）
		防災及び震災対策施設の整備事業	90％
		その他の消防施設の整備事業	都道府県　85％ 市町村（指定都市を含む。）　90％
	警察施設整備事業	警察署、交通安全施設等の整備事業	都道府県　70％
	国際観光文化都市整備事業	国際観光文化都市に関する特別法で指定された市町村及びこれらの市町村を包括する府県が実施する道路等の整備事業	都道府県・指定都市　70％ 市町村　75％
	成田国際空港関連整備事業	成田市及び成田国際空港関連事業を実施する関係町村並びに千葉県が実施する道路等の整備事業	
	その他事業	地方債計画上、他の事業で対象としない事業	
	①文教施設	大学、図書館、美術館、博物館、公文書館等の整備事業	
	②土木施設	排水施設等の整備事業	
	③社会労働施設	公民館、保健所、市町村保健センター、地方衛生研究所等の整備事業	
	④産業経済施設	漁港、養畜産施設、各種試験研究施設、漁業取締（指導調査）船、空港等の整備事業	
	⑤レクリエーション・スポーツ施設	長距離自然歩道、自然公園、少年自然の家等の整備事業	
	⑥通信施設	有線放送等の整備事業	
	⑦出資金・貸付金、負担金		都道府県・指定都市　70％ 市町村　75％ （出資金・貸付金 政府関係機関等　90％ コミュニティ・ファンド形成事業、ベンチャー・ファンド形成事業　90％ 定住自立圏民間活力創出ファンド形成事業　90％ 災害復興基金等　100％ 住宅資金等貸付事業　100％ 土地開発公社経営健全化対策に基づく貸付金　100％ 負担金 政府関係機関等　90％）
	⑧その他	①から⑦までの事業区分の対象としない事業（補助金の財源を含む。）	都道府県・指定都市　70％ 市町村　75％
一般補助施設整備等事業	原子力発電施設等立地地域振興特別事業	国庫補助金を受けて実施される道路、港湾、漁港、消防用施設、義務教育施設	100％
	沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業	国庫補助金を受けて実施される沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業	
	沖縄北部特別振興対策事業	国庫補助金を受けて実施される沖縄北部特別振興対策事業	
	貸付金（チッソ分）	「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」（平成12年２月８日閣議了解）に基づく貸付金	
	特別転貸	全額政府資金による特定の事業を実施する特定公社等に対する貸付事業	